

リリース予定日：2017年11月10日

機能改修を以下の通り実施致します。

請求管理 請求書（帳票） 派遣元住所の表示

No	区分	対象画面	内容
1	変更	派遣先利用ユーザ 請求管理 請求情報検索 請求書（帳票）	請求書（帳票） 派遣元住所の表示 派遣元会社名下へ派遣元住所情報（〒、住所1、住所2）を表示します。 ※リリース日以降、提出される請求情報より反映します。

■ 請求管理 請求書 帳票イメージ

請求年月日 2017年04月01日 請求番号 2017030001
 請求先 株式会社 子子 電話番号 03-9999-9999

KDDI
 東京都 港区
 港区 港南

工部局コーポレーション株式会社
 000-0000
 東京都港区西新橋X XXX
 西新橋ビル

請求書

20170301 から 20170331 までの請求書を送付申し上げます。
 ご依頼の上、お支払期日までに弊社向け銀行振込お願いいたします。
 なお、お支払期日が休日（金融機関休業日）の場合は、前日までにお振込みをお願い申し上げます。
 ※お振込みをもって受領し、領収書の発行は省略させていただきます。

お振込日 2017/03/01
 お振込先
 振込先名 工部局コーポレーション株式会社
 振込先住所 東京都港区西新橋X XXX 西新橋ビル
 振込先電話番号 03-9999-9999
 振込先支店 港区支店
 振込先口座 普通 1111111
 つつこ銀行
 本店 普通 2222222
 ひまわり銀行 東京営業所 普通 3333333

ご請求総計 ¥1,161,606

派遣元住所の表示
 派遣元にて登録された請求書住所情報（〒、住所1、住所2）が表示されます。

契約管理 労働者派遣個別契約書（帳票） “安全及び衛生”文言一部変更

No	区分	対象画面	内容
2	変更	派遣先利用ユーザ 契約管理 契約検索 労働者派遣個別契約書 労働者派遣個別契約書イメージ	労働者派遣個別契約書（帳票） “安全及び衛生”文言一部変更 <変更内容> ※リリース日以降、作成、修正される契約より反映します。 変更前：「派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の2～」 変更後：「派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の3～」 ※2017年1月に労働者派遣法第47条の3（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例）の追加により変更を行います。

■ 労働者派遣個別契約書 続き 帳票イメージ

契約No. 000006418-000 2017年10月04日

労働者派遣個別契約書 続き

労働者派遣契約の解除の事前申入れ	派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行うおとする場合には、派遣元の合意を得ることもとより、予め相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。
就業機会の確保	派遣先及び派遣元は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に、派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣元の派遣会社での就業を斡旋することなどにより、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
労働者派遣契約の解除に当たって請する派遣労働者の雇用の安定を図るための措置	派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行うおとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときは、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業とせざる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣元による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元が解雇の予をしないときは30日以上、当該予をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予の日までの日数分以上の給金に相当する額以上の額について、派遣元の賠償を行わなければならないこととする。その賠償額は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣先及び派遣元の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。
労働者派遣契約の解除の理由の明示	派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に、労働者派遣契約の解除を行うおとする場合であって、派遣元から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対し明らかにすることとする。
派遣元が労働者を雇う場合の紛争防止措置	派遣先が、労働者派遣の終了後、当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇う場合に、その雇用意思を事前に派遣元に示すこと、派遣元が、職業紹介を行うことが可能な場合は、職業紹介により紹介手数料を支払うことなどその他の労働者派遣の終了後に労働者派遣契約の当事者間の紛争を防止するために措置を講ずることとする。
安全及び衛生	派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。
派遣労働者の福祉の増進のための便宜供与	派遣先は、派遣先の労働者に対して利用の機会を有する給付施設、休暇室、及び更衣室については、本契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者に対しても、利用の機会を有するよう配慮しなければならないこととする。
派遣労働者の限定	無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。限定する場合は、別途備考欄へ記載する。

“安全及び衛生”文言一部変更
 「第47条の2」を「第47条の3」へ変更

安全及び衛生
 派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の3までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。